

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例案

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償（通勤手当に相当する費用弁償に限る。以下同じ。）について定めるものとする。

（給与及び費用弁償支給の根拠）

第2条 会計年度任用職員には、この条例の定めるところにより給与及び費用弁償を支給し、この条例によらないでいかなる給与及び費用弁償も支給しない。

（給与等の種類）

第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「2号職員」という。）に支給する給与の種類は、給料、地域手当、特殊勤務手当、通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び退職手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「1号職員」という。）に支給する給与等の種類は、報酬、期末手当及び費用弁償とする。

（給料及び報酬）

第4条 2号職員の給料の額は、月額で定めるものとし、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

2 1号職員の給料に相当する報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

3 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 会計年度任用職員事務補助職給料表（別表1）

(2) 会計年度任用職員標準職給料表（別表2）

(3) 会計年度任用職員専門職給料表（別表3）

（給料決定の基準）

第5条 新たに給料表の適用を受ける会計年度任用職員となった者の号俸は、市長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 2号職員に支給する給料の額は、その者に適用される給料表のその者に適用される号俸の給料月額欄に掲げる額（以下「適用される給料表の額」という。）とする。

3 1号職員のうち給料に相当する報酬を月額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額に、市長が別に定める勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

4 1号職員のうち給料に相当する報酬を日額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額を21で除して得た額に、市長が別に定める勤務時間数を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 1号職員のうち給料に相当する報酬を時間額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

6 人材の確保等の必要性から市長が別に定める1号職員に対する前3項の規定の適用については、「適用される給料表の額」とあるのは「札幌市職員給与条例別表1行政職給料表10級の最高号俸の額の範囲内において、市長が別に定める額」とする。

（給料支給の始期）

第6条 新たに会計年度任用職員となった者には、その日から給料（1号職員にあっては、給料に相当する報酬をいう。以下同じ。）を支給する。

（給料支給の終期）

第7条 会計年度任用職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員（給料を月額で定める者に限る。）が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

（日割計算）

第8条 第6条又は前条第1項の規定により給料を支給する場合（給料を月額で定める者に支給する場合に限る。）であって、月の途中で新たに会計年度任用職員になった者又は月の途中で退職した会計年度任用職員に給料を支給する場合の給料の額は、札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号。以下「給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受ける職員のうち法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の者（以下「一般職員」という。）の例により計算する。

（給与の減額）

第9条 会計年度任用職員が勤務しないときは、給与条例第8条の規定により給与を減額される一般職員の例により計算して得た額を減額して給与を支給する。

（給料の支給期日等）

第10条 月額で定める給料は、月の1日から末日までの期間について、その月分の全額をその月の21日に支給する。

2 前項の給料以外の給料は、月の1日から末日までの期間について、その月分の全額を翌月の21日に支給する。

3 前2項に規定する支給期日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日（札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号）第9条第1項に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、順次これを繰り上げる。

4 市長が特に必要があると認めたときは、前3項の規定にかかわらず、給料を前3項の規定による支給期日前に繰り上げ、又は分割して支給することが

できる。

(地域手当及びこれに相当する報酬)

第11条 会計年度任用職員の地域手当（1号職員にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）の支給については、市長が別に定めるほか、一般職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、給料を月額で定める者以外の者に支給する地域手当は、市長が別に定めるほか、当月分を翌月の21日に支給するものとし、その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、順次これを繰り上げて支給する。

(特殊勤務手当及びこれに相当する報酬)

第12条 2号職員の特殊勤務手当の支給については、一般職員の例による。

2 給与条例第25条第1項及び第26条第1項の規定は、1号職員の特殊勤務手当に相当する報酬の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第1項中「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当に相当する報酬」と、「給料」とあるのは「給料に相当する報酬」と、給与条例第26条第1項中「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

3 前項に定めるもののほか、1号職員の特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、一般職員との均衡を考慮し、市長が別に定める。

(通勤手当及びこれに相当する費用弁償)

第13条 会計年度任用職員の通勤手当（1号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）の支給については、市長が別に定めるもののほか、一般職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、給料を月額で定める者以外の者の通勤手当は、市長が別に定めるほか、当月分を翌月の21日に支給するものとし、その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、順次これを繰り上げて支給する。

(期末手当)

第14条 会計年度任用職員（任期が6月以上であり、かつ、週の勤務時間が15時間30分以上である者に限る。）の期末手当の支給については、市長が

別に定めるもののほか、一般職員の例による。

(時間外勤務手当及びこれに相当する報酬)

第15条 2号職員の時間外勤務手当の支給については、市長が別に定めるもののほか、一般職員の例による。

2 1号職員の時間外勤務手当に相当する報酬の支給については、市長が別に定めるもののほか、給与条例の行政職給料表の適用を受ける職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者の例による。

(休日勤務手当及びこれに相当する報酬)

第16条 会計年度任用職員の休日勤務手当（1号職員にあっては、これに相当する報酬をいう。）の支給については、市長が別に定めるもののほか、一般職員の例による。

(夜間勤務手当及びこれに相当する報酬)

第17条 会計年度任用職員の夜間勤務手当（1号職員にあっては、これに相当する報酬をいう。）の支給については、市長が別に定めるもののほか、一般職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算定)

第18条 2号職員について第9条の規定に基づき一般職員の例により給与を減額する場合及び前3条の規定に基づき一般職員の例によりそれぞれの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額（次項において「1時間当たり給与額」という。）は、一般職員の例により計算して得た額とする。

2 1号職員の1時間当たり給与額は、2号職員との均衡を考慮し、市長が別に定める。

(宿日直手当及びこれに相当する報酬)

第19条 会計年度任用職員の宿日直手当（1号職員にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた者に対して、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において市長が別に定める額を支給する。

2 前項の勤務は、第15条から第17条までの勤務には含まれないものとする。

3 宿日直手当は、当月分を翌月の21日に支給するものとし、その日が日曜

日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、順次これを繰り上げて支給する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、別に定める日に支給することができる。

(退職手当)

第20条 2号職員のうち、一般職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月（以下「常勤勤務月」という。）が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合には、市長が別に定める場合を除き、札幌市職員退職手当条例（平成16年条例第9号。以下「退職手当条例」という。）の適用を受ける職員の例により退職手当を支給する。

2 前項の規定により退職手当の支給を受ける会計年度任用職員のうち、常勤勤務月が12月に満たない者の退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、退職手当条例の適用を受ける職員の例により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

(休職者の給与及び費用弁償)

第21条 会計年度任用職員が休職にされたときは、いかなる給与及び費用弁償も支給しない。

(給与等の支給及び給与等からの控除)

第22条 給与条例第35条及び第35条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、これらの規定中「給与」とあるのは「給与及び費用弁償」と読み替えるものとする。

(特殊職員に対する給与等)

第23条 業務の特殊性を考慮して市長が別に指定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、第3条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員等との均衡を考慮し、予算の範囲内で市長が別にこれを定める。

(委任)

第24条 この条例において別段の定めがある場合のほか、この条例の施行に

関し必要な事項は、市長が定める。

(人事委員会の同意)

第25条 市長は、この条例に基づく規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議し、その同意を得なければならない。ただし、人事委員会が指定する場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市長が別に定める者の給料に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号。以下「特別職給与条例」という。）の適用を受けていた者から引き続いて1号職員（給料を月額で定める者に限る。）となった者（以下「旧制度から引き続く1号職員」という。）で、標準的な業務に従事するもののうち市長が別に定めるものに支給する給料の額は、第4条第3項及び第5条第3項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては附則別表1の、同年4月1日から令和4年3月31日までの間においては附則別表2の、同年4月1日から令和5年3月31日までの間においては附則別表3の、同年4月1日から令和6年3月31日までの間においては附則別表4のその者に適用される号俸の給料月額欄に掲げる額とする。

第3条 旧制度から引き続く1号職員で、専門性の高い業務に従事するもののうち市長が別に定めるものに支給する給料の額は、第4条第3項及び第5条第3項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては附則別表5の、同年4月1日から令和4年3月31日までの間においては附則別表6の、同年4月1日から令和5年3月31日までの間においては附則別表7の、同年4月1日から令和6年3月31日までの間においては附則別表8のその者に適用される号俸の給料月額欄に掲げる額とする。

(市長が別に定める者の給与及び費用弁償に関する経過措置)

第4条 施行日の前日において特別職給与条例の適用を受けていた者から引き

続いて会計年度任用職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して市長が別に定める者に対して支給する給与及び費用弁償は、当分の間、給与条例別表1行政職給料表10級の最高号俸の額の範囲内において、市長が別に定める。

(期末手当に関する経過措置)

第5条 第14条の規定にかかわらず、旧制度から引き続く1号職員のうち市長が別に定める者の期末手当の額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては同条の規定によりその例によることとされる給与条例第29条第4項の期末手当基礎額（以下「期末手当基礎額」という。）に100分の25を乗じて得た額とし、同年4月1日から令和4年3月31日までの間においては期末手当基礎額に100分の50を乗じて得た額とし、同年4月1日から令和5年3月31日までの間においては期末手当基礎額に100分の75を乗じて得た額とし、同年4月1日から令和6年3月31日までの間においては期末手当基礎額に100分の100を乗じて得た額とする。

附則別表1

号俸	給料月額
1	162,400
2	168,000
3	173,400
4	179,000
5	184,600
6	190,100
7	195,700
8	201,600

附則別表2

号俸	給料月額

	円
1	1 5 6, 2 0 0
2	1 6 1, 5 0 0
3	1 6 6, 7 0 0
4	1 7 2, 1 0 0
5	1 7 7, 5 0 0
6	1 8 2, 8 0 0
7	1 8 8, 2 0 0
8	1 9 3, 9 0 0

附則別表3

号俸	給料月額
	円
1	1 5 0, 4 0 0
2	1 5 5, 6 0 0
3	1 6 0, 5 0 0
4	1 6 5, 7 0 0
5	1 7 0, 9 0 0
6	1 7 6, 0 0 0
7	1 8 1, 2 0 0
8	1 8 6, 7 0 0

附則別表4

号俸	給料月額
	円
1	1 4 5, 0 0 0
2	1 5 0, 0 0 0

3	1 5 4, 8 0 0
4	1 5 9, 8 0 0
5	1 6 4, 8 0 0
6	1 6 9, 7 0 0
7	1 7 4, 7 0 0
8	1 8 0, 0 0 0

附則別表 5

号俸	給料月額
	円
1	2 0 9, 7 0 0
2	2 1 5, 7 0 0
3	2 2 1, 7 0 0
4	2 2 8, 0 0 0
5	2 3 4, 7 0 0
6	2 4 1, 0 0 0
7	2 4 7, 1 0 0
8	2 5 2, 9 0 0

附則別表 6

号俸	給料月額
	円
1	2 0 1, 6 0 0
2	2 0 7, 4 0 0
3	2 1 3, 2 0 0
4	2 1 9, 3 0 0

5	225, 700
6	231, 700
7	237, 600
8	243, 200

附則別表 7

号俸	給料月額
	円
1	194, 200
2	199, 700
3	205, 300
4	211, 200
5	217, 300
6	223, 200
7	228, 800
8	234, 200

附則別表 8

号俸	給料月額
	円
1	187, 200
2	192, 600
3	198, 000
4	203, 600
5	209, 600
6	215, 200

7	220,600
8	225,800

別表1

会計年度任用職員事務補助職給料表

号俸	給料月額
	円
1	147,400
2	152,500
3	158,000

備考 この表は、市長が別に定める事務補助の業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

別表2

会計年度任用職員標準職給料表

号俸	給料月額
	円
1	179,500
2	185,700
3	191,700
4	197,900
5	204,100
6	210,100
7	216,300
8	222,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表3

会計年度任用職員専門職給料表

号俸	給料月額
	円
1	231,900
2	238,500
3	245,100
4	252,100
5	259,500
6	266,500
7	273,200
8	279,600

備考 この表は、市長が別に定める専門性の高い業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

(理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用の職が設けられることに伴い、本市の会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。